

沖縄公庫の住宅資金の取扱いについて

沖縄公庫は、沖縄振興開発金融公庫法施行令の改正（令和3年11月1日施行）に伴い、住宅資金の取扱いを以下のとおり改正しましたのでお知らせいたします。

沖縄公庫は、今後もお客様からのご相談に、政策金融機関として迅速かつきめ細かに対応いたします。

＜主な改正内容＞

融資制度	改正概要	改正後の取扱い	(参考)改正前の取扱い
災害復興住宅資金	ご融資の対象者及び対象となる災害を撤廃	改正前の要件を撤廃し、地方自治体から住宅の「り災証明書」が発行されていればご融資が可能	・災害発生当時、その家屋に居住していた方等に限定 ・災害救助法施行令に規定する災害等に限定
地すべり等関連住宅資金	ご融資の用途に「購入」を追加	地すべり等関連住宅の「移転」、「建設」に加え、「購入（中古物件含む）」を追加	地すべり等関連住宅の「移転」及び「建設」のみ
賃貸住宅資金	ご融資の対象に、一定要件を満たした非賃貸住宅部分を含む賃貸住宅の建設を追加	建設する賃貸住宅に非賃貸住宅部分がある場合でも、一定の面積要件等を満たせばご融資が可能	非賃貸住宅部分（店舗等）がある場合当該部分は融資対象外
住宅改良資金	区分所有に係る建築物の共有部分改良の面積要件を撤廃	非住宅部分の面積に関わらずご融資が可能	非住宅部分の面積が全体の1/4を超える場合は、非住宅部分の工事費は融資対象外
都市居住再生資金（マンション建替）	ご融資の対象となる建築物の住宅部分の面積要件を緩和	ご融資の対象となる建築物の住宅部分の面積要件を全体の1/4に緩和	ご融資の対象となる建築物の住宅部分の面積要件は全体の1/2

※改正の具体的な内容については、融資第三部住宅融資班にお問い合わせ下さい。

【内容に関するお問い合わせ先】

融資第三部住宅融資班 TEL 098 (941) 1850

業務統括部業務企画課 TEL 098 (941) 1740